

衆議院情報監視審査会 平成27年年次報告書（概要版）

➤ 衆議院情報監視審査会について

【設置の経緯・趣旨】

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会法等の一部を改正する法律等により、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護の方策が定められたが、その方策の中核として特定秘密保護法の施行の日（平成26年12月10日）から、各議院に情報監視審査会が設置された。

衆議院情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求（提示要求を含む。）に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関である。

【構成】

平成27年2月26日、衆議院本会議において、8名の情報監視審査会委員が選任され、同年3月30日、衆議院情報監視審査会規程第4条の規定に基づき委員は特定秘密等を漏らさないことを誓う旨の宣言を行った後、会長の互選が行われ、額賀福志郎君が初代会長に選出された。

会長	額賀福志郎	君	自民
	岩屋 毅	君	自民
	平沢 勝栄	君	自民
	松本 純	君	自民
	大塚 高司	君	自民
	後藤 祐一	君	民維ク
	井出 庸生	君	民維ク
	漆原 良夫	君	公明

（平成28年1月31日現在）

【報告書の提出】

情報監視審査会規程第22条の規定により、情報監視審査会は、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成して議長に提出し、議長はこれを公表することとされている。

情報監視審査会の活動は原則非公開であるが、本報告書は、国民に対する情報開示に努めるとの基本認識の下、情報監視審査会が設置された平成26年12月10日から平成28年1月31日までの調査の経過及び結果等について、委員間の合意を得て取りまとめたものである。

➤ 政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する衆議院情報監視審査会の意見（調査及び審査の結果）

情報監視審査会では、特定秘密の提示の要求を含む数次にわたる調査を行い、そこで真摯な議論を重ねた。

特定秘密は、「我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。）に関する情報のうち、特に秘匿することが必要であるもの」であり、その秘匿の必要性は理解しつつも、当審査会が、特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視し、特定秘密を含む不開示情報の提供を受けることができるとする権能に鑑みれば、その責任は極めて重いものとする。政府においては、当審査会並びに立法府に対する説明責任の履行について、一層の改善を図ることを強く求める。

その上で、当審査会は、政府の特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況に対する意見として適当と判断したものを、委員間で協議した上で整理し、審査会として合意した事項について以下に記載した。政府においては当審査会の意見について、真摯に対応するべきである。

当審査会は、政府に対する特定秘密保護制度に係る運用改善勧告権を有しているところであり¹、今回の報告書においては意見にとどめるものの、今後の政府の対応では、勧告の対象とすることもあり得る。

【政府に対する意見】

(1) 特定秘密の内容を示す名称（特定秘密指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」及び特定秘密指定書の「対象情報」の記載）は、特定秘密として取り扱われる文書等の範囲が限定され、かつ、具体的にどのような内容の文書が含まれているかがある程度想起されるような記述となるように、政府として総点検を行い、早急に改めること。

その上で、各行政機関が特定秘密の内容を示す名称の付け方に関し、各行政機関の間でばらつきが出ないように、横断的な事項について政府としてある程度統一した方針を策定し、公表すること。

¹ 国会法第102条の16において、「情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる」とされている。

(2) 特定秘密を保有する行政機関の長は、指定された特定秘密ごとに特定秘密が記録された文書等の名称の一覧（特定秘密文書等管理簿）を、特定秘密ごとの文書等の件数とともに当審査会に提出すること。文書等の名称からその内容が推察しにくい場合は、文書等の内容を示す名称をもって説明すること。

内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、それを基に文書等の内容を示す名称となっているか否かを審査し、不適切と思料するものについては改めること及びこれらの経過につき当審査会に報告することについて検討すること。

(3) 特定秘密を指定する行政機関において、特定秘密を含む文書等の保存期間は、当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、それ以前の保存期間を設定する場合や特定秘密の指定期間満了前に当該特定秘密を含む文書等を廃棄する場合には、内閣府独立公文書管理監に合理的な説明を行うこととし、独立公文書管理監は、上記の運営状況について、定期的に当審査会に対し報告することとする制度を構築するよう検討すること。

また、1年間に廃棄した文書等及び今後1年以内に廃棄予定の文書等（特定秘密の指定期間が切れる場合を含む。）について、その件数と、文書等の名称（名称から文書等の内容が推察しにくい場合はその内容）を当審査会に報告すること。

(4) 政府においては、当審査会への説明に際し、特定秘密以外の秘密等不開示情報の解除など事前に十分な準備を行ってから審査会に出席し、答弁すること。特に、国会に対する説明責任と審査会に対する情報提供の在り方について改めて検討すること。

(5) 特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分とされている部分を除き、各行政機関の長が積極的に公表すること及び内閣情報調査室は、これらの公表結果を取りまとめ、特定秘密全体の指定件数とともに総括的な閲覧を可能とすることについて検討を行うこと。また、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要の記載について、他省庁と同様の記述となっているものについては、審査会においてそれぞれの相違点を明確に答弁すること。

(6) 内閣府独立公文書管理監の活動・機能等について当審査会として重大な関心を持っていることから、審査会に定期的に活動状況報告を行うこととする運用基準の改正等を検討すること。

➤ 今後の調査方針及び課題

本報告書の対象期間中、調査を進め、特定秘密の提示を求めたが、これにより得られた様々な問題点について、調査を続行する必要があると考える。また、昨年12月に公表された内閣府独立公文書管理監の総理報告、同月に特定秘密保護法の適性評価に係る部分が施行されたことに伴い、その実施状況等についても審査会で議論を進めていく必要がある。さらに、本報告書及び当審査会の活動について有識者の意見を聴取する場を設け、今後の調査方針や来年度の報告書作成などの参考とする。

今後は、国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示に関し、その在り方について引き続き検討を重ねていく必要がある。それ以外の課題についても、以下の調査方針（工程表）に基づき、必要があれば特定秘密の提出・提示を求め、調査を進めることとする。調査の結果については、年次報告書とは別に特定課題についての調査結果報告書を作成するなど、必要に応じ適時適切な形で公表することも検討する。

今後の調査方針（工程表）

	平成28年1月	3月	12月
全体の動き (特定秘密の提出・提示)			<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑 <ul style="list-style-type: none"> ①特定秘密指定管理簿の受領、②補足資料受領、③特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数、その名称【意見(2)(3)】
特定秘密を含む不開示情報の提出・提示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内閣衛星情報センター（済） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛星センター補充質疑 ■ 画像情報の各省間での取扱いの透明性（インテリジェンスコミュニティ内での情報のやり取りの把握）【意見(5)】 ⇒ ex：経産省での画像情報管理等 ■ 外務省（予定）【意見(1)】 <ul style="list-style-type: none"> 一 特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て/報道による非公開性の問題等） 	
独立公文書管理監	(H27.12総理報告) 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 報告について説明聴取・質疑 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定秘密文書等の名称に係る審査報告【意見(2)】（総理報告） ■ 特定秘密文書等の廃棄に係る審査報告【意見(3)】 ■ 定期的な活動状況報告【意見(6)】
適性評価	(H27.12法施行) 各行政機関における適性評価の実施状況の公表		<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑
年次報告書の作成		<ul style="list-style-type: none"> ■ 報告書決議 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ ■ 有識者等からのレビュー（参考人質疑） ⇒ ■ 次年度報告書へ反映 ■ 随時報告書について論議
主な課題 (特定秘密の提出・提示)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別省庁 <ul style="list-style-type: none"> - 国家安全保障会議（NSC）等 - 海上保安庁 - 防衛省 ■ 省庁共通の関心事項のさらなる深掘り <ul style="list-style-type: none"> - 外国との情報協力関係の取扱い - 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源の情報収集以外の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> - 4大臣会合の議事録及び谷内国家安全保障局長の会談録の検証 - 海上保安庁が行った情報協力業務の検証（特定秘密文書等の廃棄の取扱い及び特定秘密指定期間の適正性） - 部隊行動基準（ROE）について説明聴取（秘密保全上の取扱いの適正性） 	

※上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

➤ 調査及び審査の経過

本報告書が対象とする期間中、審査会を9回開催し、うち7回において、政府からの説明聴取及び対政府質疑を行った。

また、特定秘密の提示を要求するとともに委員派遣を実施し、内閣衛星情報センターにおいて、同センターが情報収集衛星により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報の提示を受けた。

なお、委員会等からの審査の申出はなかった。

対象期間中における当審査会の主な活動経過は以下のとおりである。

【活動経過】

年月日	事項
平成 27(2015)	
1. 26	第 189 回国会（常会）召集（会期 245 日間 9.27 まで）
2. 26	衆議院本会議にて情報監視審査会委員の選任
3. 30	情報監視審査会委員の宣誓
	○情報監視審査会【第 1 回】
	・会長互選 額賀福志郎会長選出
6. 18	○情報監視審査会【第 2 回】
	・運営協議会設置について協議決定
	・内規各件の制定に関する件について協議決定
6. 22	◆政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し国会及び情報監視審査会に報告
7. 2	○情報監視審査会【第 3 回】
	・上川国務大臣から説明聴取（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告）
8. 19	○情報監視審査会【第 4 回】
	・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府独立公文書管理監、国家安全保障会議）
8. 24	○情報監視審査会【第 5 回】
	・説明聴取及び対政府質疑（警察庁、法務省、公安調査庁、外務省）
8. 27	○情報監視審査会【第 6 回】
	・説明聴取及び対政府質疑（総務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省）
9. 25	○情報監視審査会【第 7 回】
	・説明聴取及び対政府質疑（内閣官房、内閣府独立公文書管理監、国家安全保障会議、警察庁、公安調査庁、外務省）
11. 19	○情報監視審査会【第 8 回】
	・説明聴取及び対政府質疑（防衛省、内閣官房、海上保安庁、法務省）

年月日	事項
平成 28 (2016)	
1. 4	第 190 回国会（常会）召集（会期 150 日間 6. 1 まで）
	衆議院本会議にて後藤祐一君（民維ク）委員選任、宣誓
1. 20	○情報監視審査会【第 1 回】
	・特定秘密提示要求決議
	・委員派遣承認申請決議
	・説明聴取及び対政府質疑（内閣府独立公文書管理監、法務省）
1. 25	○委員派遣（行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する実情調査）

【関係省庁からの説明聴取及び質疑】

関係省庁からの説明聴取及び質疑については、本審査会が原則非公開であること等を考慮した上で、政府参考人からの説明概要、委員等からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載している。